

内閣参質一九四第二五号

平成二十九年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出北朝鮮を巡る緊迫した情勢下で衆議院を解散すべきではないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

(

参議院議員小西洋之君提出北朝鮮を巡る緊迫した情勢下で衆議院を解散すべきではないことに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が平成二十九年九月二十五日の記者会見（以下「記者会見」という。）において「少子高齢化、緊迫する北朝鮮情勢、正に国難とも呼ぶべき事態」と述べたとおりである。

二及び三について

お尋ねの「衆議院の立法府としての機能は特別会が召集されるまでの間は一切不要であると考えている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院の解散中に国に緊急の必要があるときは、憲法第五十四条第二項ただし書の規定により、内閣は、参議院の緊急集会を求めることができることとされているところである。

四及び六について

お尋ねについては、安倍内閣総理大臣が記者会見において述べたとおりである。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府としては、国民の生命及び財産を守るため、万全を期してまいりたい。